

## ビーチローイングスプリント規程

### 第1条（目的・適用範囲）

- 1 本規程は、公益社団法人日本ボート協会（以下、「当協会」という。）の競漕規則第69条の規定に基づき、ビーチローイングスプリントに関する細則を定めるものである。  
なお、本規定に定めのない事項については、競漕規則及び競漕細則、並びにコースタルローイング規定が適用されるものとする。
- 2 ビーチローイングスプリント大会は、原則として、本規定に従った大会運営を行うものとする。
- 3 施設、設備、要員その他の事由で、本規定によりがたい場合には、事前に大会要項などで告知するものとする。
- 4 本規則における用語の定義は、本規則内で定めるか、もしくは競漕規則・細則の別表1「定義等一覧表」の「定義」欄に記載のとおりとする。

### 第2条（舵手）

舵手の体重については、競漕規則第25条がビーチローイングスプリントにも適用される。

### 第3条（種目）

競漕会における種目は以下のとおりとする。

男子 (M)	C 1 x、C 2 x、C 4 x+
女子 (W)	C 1 x、C 2 x、C 4 x+
混合 (M i x)	C 2 x、C 4 x+

### 第4条（コース）

- 1 レースコース  
すべてのクルーに対して、可能な限り公平で均等なレース条件とする。
- 2 発艇区域  
すべてのクルーがそれぞれのレースにおいて、他のクルーから妨害を受けずに発艇ができるように十分な幅を確保することが必要である。
- 3 レースエリア  
平らな岩のない砂浜、またはビーチスタートとビーチフィニッシュにおいて艇ボートが損傷を受けるような障害のない場所でなければならない。
- 4 コースの距離  
コースの距離は、第5条に規定する。  
コースは、(1) 陸上、(2) 水上、(3) 陸上が含まれる  
コースの最初の区間は、海岸のある地点から水際線まで直線で、ほぼ10mから50m

の距離とする。

コースの2番目の区間は、それぞれのレーンに対して、各レーンに3個のレーンブイが設置される。最初のブイは水際から約85mに、次のブイは、最初のブイから85mの位置に、3つ目のブイは、そこから80mの位置に直線上に設置される。

レーンの数は、大会の性質によるが、一般的には、少なくとも2レーン、最高4レーンを設置すること。

コース3番目の区間は、水際線から約10mから50m離れた陸上の後方位置に、スタート/フィニッシュラインを設置する。

規定している距離は、一般的な基準であり、現地の状況によることができる。一般的に最初のブイは、いかなる波の影響を受けない、または軽微な影響の範囲内の位置に設置しなければならない。

## 5 コース施設

### (1) コースマーカー

- ① 全てのコースのマーカーの位置を示すコース図は、レガッタの注意事項やレガッタに到着したすべてのクルーに対する指示事項として、提示される。

コース図は監視所にも掲示する。

- ② 安全と視認性の目的のために、ターニングポイントのマーカーに使用されるブイは、艇や装備にダメージを与えないように、インフレーション（空気が充填されているか）、もしくは表面が柔らかいものでなければならず、高さは約150cmとする。

海岸からの最初の2つのブイは、直径30cmで、その先のターニングブイは、直径50~100cmで、また、1つのレーンの3つのブイは同色とする。なお、各レーンのブイは異なる色とする。

- ③ 競漕委員会は、コースマーカーやコースを設置する際には、浅い水域での艇の海底への接触の危険を避けるために、あらゆる必要な予防措置を取ること。
- ④ 競漕委員会は、それぞれのレーンの距離が公平で、特に陸上から最遠のブイが、各レーンで公平になるようにすること。
- ⑤ コースが水上で大きな潮位変動を受けるような場合には、競漕委員会は定期的に必要なコースの再配置の措置を行うこと。これは、クルーの安全と公平を確保するために、必要なゲートやブイの設置が含まれる。

安全のために、コースはすべての艇が同じ水域で逆方向に航行できないように、レイアウトすること。

### (2) スタートとフィニッシュ

- ① スタートライン（発艇線）は、すべてのレースにおいて、各クルーからその位置が視認でき、かつ固定されていること。

スタートライン（発艇線）の幅は、最低でも2mとし、スタートラインから各

艇までの距離は均等とする。

- ② フィニッシュライン（決勝線）の幅は、最低でも2mとする。  
2つのレースコースを使用する場合、フィニッシュラインは、フィニッシュで各ランナーが一緒に通過できるような狭い漏斗状の形式とする。  
ただし、3つ、またはそれ以上のレーンを使用する場合、フィニッシュラインまでの距離が等しくなるように、それ相当の距離を取らなければならない。  
水際線上の各艇の指定されたフィニッシュ地点は、レーンブイの延長線上に旗で明示し、ランナーが艇から離れた後にフィニッシュラインまで走る際に、この旗の外側を通過できるものであり、その距離は等距離であること。
- ③ フィニッシュラインの明示方法とレースのフィニッシュは、以下のとおり、または近似した方法による。
  - ア 各クルーのランナーは、海岸上の鮮明な線を通過
  - イ 各クルーのランナーは、テープを走って通過
  - ウ 各クルーのランナーは、砂浜に直立に建てられた1本の旗または同様な器具を拾い上げる
  - エ 各クルーのランナーは、ボタン又は類似の器具を押す（と同時に各クルーのレースタイムが記録される）
- ④ 競漕委員会は、フィニッシュラインの明示方法を決定し、これを競漕大会の告知事項として告知するとともに、チームへ提供するすべての情報に含めること。
- ⑤ スタートラインとフィニッシュラインの設定は、原則として、ローイングコースに垂直とする。
- ⑥ これらの規定にかかわる付則図1、付則図2は、コース全体配置図に表示する。

### (3) レースの形式

ビーチスプリントのローイング区間は、2つのオプションがある。

競漕委員会は、どの形式を採用するかを決定し、競漕大会の告知事項として告知し、チームへ提供するすべての情報に含めるとともに、会場に表示する。

同一競漕大会では、すべての種目で同じ形式を採用しなければならない。

#### ① オプション1：スラローム・アウト/スラローム・バック（付則図1参照）

全クルーは、それぞれの艇に乗艇している時には、海岸から3つのブイをスラローム形式で転回し、最後のブイを回って、再度、同様にスラローム形式で各ブイを転回して、レースを行う。

その場合、ブイの転回は定められた方向から進入しなければならない。

#### ② オプション2：スラローム・アウト/ストレート・バック（付則図2参照）

全クルーは、それぞれの艇に乗艇している時には、海岸から3つのブイをスラローム形式で転回し、最後のブイを回って、海岸上の指定された地点に、真っ直ぐにレースを行うこと。（注意：クルーが岸に戻ってくるときに真っ直ぐに戻ってこなかった場合、あるいは指定された地点以外に着岸した場合、他のクルー

一を妨害せずかつ本規定に違反していなければ、ペナルティは与えられない。)クルーは、海岸から外側に向かう区間では、3つのブイの転回は定められた方向から進入しなければならない。

#### 第5条 (レース距離)

原則として、コースは海岸上にフィニッシュラインとスタートまで約 10~50mのラン、海岸から最遠のブイまで 250mの水上のレースで構成される。

また、レースはスタートラインから水上までの 10~50mのランおよび 250m (ブイ設置位置は、約 85m+85m+80m) のローイング (海上外側方向)、同様に、250mのローイング (海岸方向)、そして、フィニッシュまで 10~50mのランが含まれる。

コース配置は規定第4条を参照。ここで規定する距離は、一般的な目安であり、現地状況による。

#### 第6条 (レーン数)

レーン数は原則として、最低2レーン、最高4レーンとする。レーン数は、海岸および水上の利用できる広さおよび大会に参加するクルー数によるものとする。

全てのケースにおいて、ビーチ・ランの距離はすべてのクルーに公平でなければならない。レーン数は、大会要項等で通知される。

#### 第7条 (クルーネーム等のユニフォームへの表示)

コースタルローイング大会規定に加えて、各クルーはレースのユニフォームに、次の様式により、クルー名と名前 (姓) をローマ字で表示すること。

Racing Shirts	フォント	高さ	幅	文字	表示例
前面 名前 (姓)	Arial	50 mm	120-150 mm	大文字	<b>OKAMOTO</b>
前面 クルー名	Arial	50 mm	60-100 mm	大文字	<b>TOKYO RC</b>
背面 クルー名	Arial	100 mm	150 mm	大文字	<b>TOKYO RC</b>

#### 第8条 (勝ち上がり方式)

##### 1 勝ち上がり方式

勝ち上がり方式は競漕委員会が決定し、着順を決定する上位8クルーまでに絞り込むために、次の方式によりクルー数を決定する。

- (1) 複数のグループのクルー、または
- (2) タイムトライアル、または
- (3) 敗者復活を含む予選または含まない予選、または
- (4) これらの組み合わせ

##### 2 上位8クルー

予選ラウンドが終わり、各種目で上位8クルーが決定した後、すべてのケースで、

レースは2レーンを使用して、レース中休憩時間を設けずに、連続したタイムスケジュールで、準々決勝4レース、準決勝2レース、決勝が行われる。3着と4着のレースは、1着と2着のレースの前に行われる。加えて、決勝進出8クルーの全順位を決定する順位決定は、この形式の中で行われる。

### 3 エントリー数の制限

競漕委員会は、エントリー数を制限することができる。

その制限方法（たとえばブロック大会、エントリー順位、クルーの無作為抽選、またはその他の方法）については、大会開催前に、大会要項やクルーに提供されるすべての情報に含めること。

なお、勝ち上がり方式は、キャプテンミーティングでも告知すること。

## 第9条（組み合わせ抽選とレーンの決定）

1 予選が必要な場合、第1ラウンドの抽選は、最初の予選が行われる前のキャプテンミーティングまたは、それ以前に行われる。

抽選は、参加するクルーが予選の何組で、どのレーンを使用するかを決定する。

2 予選第1ラウンドがタイムトライアル方式の場合

タイムトライアルの結果は、それ以降の予選やレーンの割り当てに使用する。

3 上位8クルーのレーン

準々決勝、準決勝、決勝（上位8クルー）のレーンは、次により決定される。

(1) その前のラウンドで早いタイムのクルーが、次のレースの2つのレーンから、自分の使用するレーンを選択する。

(2) 他のクルーは、残りのレーンを使用する。

(3) その決定は、そのレースの発艇時刻の遅くとも10分前までに行い、そして、クルーキャプテンは審判長に通知し、審判長はそのレースの他のクルーキャプテンに通知する。

## 第10条（荒天時）

審判長は、レースディレクターや競漕委員会と協議して、荒天、競技者や装備、水上の役員の安全に関する状況、またはコースの公平確保のために、レースの遅延、延期、中止、コースの変更などのすべての決定を行う。

## 第11条（発艇）

発艇手順中は、艇は指定されたスタート地点の水上に並べ、クルーメンバーが保持し（ソロを除き）、艇を保持するハンドラーは最大2名とする。

1 ボートハンドラー

ボートハンドラーは、それぞれの艇につき、最大2名とする。ボートハンドラーは、原則として、チームが配置し、公認のクルーサポートメンバーとして登録すること。

ハンドラーの役割は、クルーの海岸からの出艇や水上からの帰艇を援助することで

ある。

各クルーのボートハンドラーは、規則に合致したユニフォームを着用しなければならない。ユニフォームの色は、クルーのユニフォームと異なる色としなければならない。(代替として、ボートハンドラーは有色のビブスを着用することができる)

荒天時や審判長の裁量により、ボートハンドラーの人数を増やすことができる。

ボートハンドラーは、艇の固定を含み、いかなる方法でクルーの援助を行う際にも、艇に乗艇してはならない。

艇が海岸に帰艇するときに、ボートハンドラーは艇が岸に到着する過程でゆっくりと艇を掴むことができる。クルーのメンバーの1人がフィニッシュに向かって走るために上陸する。

(1) ボートハンドラーは、水上にいる時には、肩が水に浸かる所より深い所に入ってはならない。

ボートハンドラーは、レース役員の指示に従うとともに、常に競漕規則を遵守すること。

クルーが自身でボートハンドラーを配置できない時は、競漕委員会はボートハンドラーを配置する。

艇は、可能な限り直線上に保持し、かつ艇は自己のレーンブイの線上に位置させなければならない。

すべてのクルー（各クルーのランナーを除き）は、スタートの号令があるまでは、艇に乗艇することなく、艇脇の水上に立っていないなければならない。

線審は、アライナーの助言を受け、艇がほぼ直線上にあるかどうかを判断し、これを確保するために必要な措置を行うことができる。

各クルーは、クルーメンバーの1人をランナーとして指名する。(スタート時のランナーは、フィニッシュ時には異なるランナーとすることができるが、いずれの場合にも、クルーメンバーでなければならない)ランナーは砂浜(海岸)に明確に標示されたスタートラインの後方で待機する。ランナー以外のクルーメンバー(ソロを除き)は、水上に立ち、艇を保持する。スタートの号令があるまでは、クルーメンバーは乗艇することができない。

スタートの号令により、ランナーは走って、他のクルーメンバーに加わる。他のクルーメンバーはスタート号令後、速やかに乗艇することができる。

ボートハンドラーは、クルーメンバーが乗艇し漕ぎだすために、クルーが艇の最良の位置を保持できるように援助する。

## 2 スタートの手順

発艇員は、その権限の下に他の審判員の支援を受けることができる。

発艇員の位置は、スタートラインと各艇が明確に視認できる高さとする。

スタートの合図は、各クルーに確実に聞こえると同時に視認できるようにしなければならない。

発艇員は、明確に識別できる上着等を着用する。

発艇員は、スタート3分前のコールをクルーに対して行うこと。

線審は、その業務を確実に遂行できる場所に位置すること。

線審が援助を必要とする時には、審判長は他の審判員に線審の業務を援助させることができる。

線審はどのクルーがフォルススタートをしたかどうかについて、責任を持って判断する。

発艇手順は次のとおり

ー3分前	すべてのクルーメンバーは、スタートゾーンに待機しなければならない、発艇員の支配下にある。 発艇員はスタートに遅れたクルーに警告を与えることができる。 また、スタート位置に居ないクルーの到着を待つことなく、レースをスタートさせることができる
2.45-1.45分前	クルーは観客に紹介され、一度、紹介が終わったらクルーはスタート位置に戻る。
1分前	スタート1分前になったら、発艇員は、各クルーと艇が水上で準備状態となる「One minute」のコールを発し、ランナーはスタートラインの後方に待機。
-30秒前	スタート30秒前になったら、発艇員は「Get Ready」を発して、クルーに注意を行った後に、波の状況やその他の要素を考慮し、レースをスタートさせる。
-10秒前または赤旗が揚げられた時	スタート号令として、発艇員は「Attention」と発し、それから、頭上、垂直に赤旗を揚げ、明瞭な間を取り、素早く一動作で赤旗を振り下ろすと同時に長音1回で警笛を鳴らす。

レースの正式な開始は、旗が振り降ろされる瞬間である。

## 第12条（フォルススタート）

クルーに指名されたランナーがスタートの号令前にスタートラインを越えるか、またはスタート号令前にクルーメンバーのいずれかが乗艇した場合には、フォルススタートとなる。フォルススタートは線審のみが判断する。

### 1 フォルススタートの結果

- (1) ランナーまたはクルーメンバーのどちらかが、フォルススタートを引き起こした場合、線審は即座に赤旗を揚げ、発艇員は、全クルーが止まるまで赤旗を振り、警笛を繰り返し鳴らして、レースを止める。

線審はフォルススタートをしたクルーを発艇員に告知し、発艇員は、フォルススタートを引き起こしたクルーにイエローカードを付与する。

- (2) 同じレースでフォルススタートを2回引き起こしたクルーは、レッドカードが適

用され、発艇員により、そのレースから除外される。

### 第13条（クルーの責任）

- 1 ブイを転回する時は、艇やオールをブイに接触させることは認められるが、艇のキールは定められた側を通過しなければならない。
- 2 レースを終えるためには、クルーは定められたすべてのターニングマーカーを正しく回り、競漕委員会が定めたすべてのコースを漕了しなければならない。
- 3 コースのいずれかのブイを正しく回らなかったクルーには、次に示すタイムペナルティが与えられる。
  - (1) 海岸から最初のブイ、2番目のブイを正しく回らなかった場合—それぞれ、30秒
  - (2) 海岸から3番目のブイを正しく回らなかった場合—60秒
- 4 舵手つきの場合、クルーが漕いでいるときには、舵手は必ず、乗艇していなければならない。乗艇していなかった場合には、順位は与えられず、レース結果はDNFとなる。
- 5 艇が海岸に着いたら、クルーメンバーの1人は上陸し、レースの指定された経路でフィニッシュ地点に向かって走る。
- 6 クルーは、常に、気象や水上の状況、自身や関係者の安全に注意を払うこと。危険な行為やコントロールができないような方法でレースを行ったクルーには、主審が除外または、その他の罰則を付与することがある。

### 第14条（妨害）

妨害とは、オールや艇を他のクルーのレーンに侵入させたり、接触により相手に不利益を与えたり、または接触を回避するために相手に進路を変更させること。

クルーが他のクルーから妨害を受けたか、不利益を被ったかは、主審のみが判断する。

他のクルーを妨害し、そのクルーの結果に影響を与えた場合、主審の判断により、当該クルーを除外または5秒もしくは妨害による影響とみなされる相当時間のタイムペナルティを課す、または、規定に基づき、適切な処置を行う。

それぞれ、自己の正しいレーン及び水域でレースを行うことはクルーの責任であり、他のクルーに妨害を与えてはならない。

### 第15条（レースのフィニッシュ）

フィニッシュラインの標示方法とレースのフィニッシュは次のいずれか、または類似の方法による。

- (1) 各クルーのランナーが通過しなければならない海岸上のはっきりとした直線
- (2) 各クルーのランナーが駆け抜けなければならないテープ
- (3) 砂に立てられ、各クルーのランナーがフィニッシュしたことを示すために拾い上げる（または、掴む）1本の旗もしくは同様な器具（旗の場合、各クルー毎に異なる）



る色の旗で、それぞれのレーンブイの色と同色が望ましい)

- (4) 各クルーのランナーが押さなければならない1つのボタンまたは類似の器具で、押したことにより音声を発するとともに、クルーの経過タイムを記録すると同時に視覚的に標示するもの

競漕委員会は、使用するフィニッシュの形式を決定し、これを大会要項に明記するとともに、チームへ提供するすべての情報に含め、会場に掲示する。

すべてのフィニッシュ地点は、指定されたコースで艇が到達する水面からほぼ等しい距離に設置する。

それぞれのレーンブイの線上で、フィニッシュラインから等しい距離の各レーンの水際線に旗または類似のマークが設置される。

各ランナーは、艇からフィニッシュラインに向かって走る時には、旗の外側を通過しなければならない。旗の正しい側を通過しなかったランナーは5秒のタイムペナルティを受ける。

クルーメンバー（ランナー）がフィニッシュ地点でレースの終了を示すために必要な動作を完了することにより、そのクルーはレース終了となる。

#### 第16条（同着）

決勝以外のラウンドで同着の場合、同着となったクルーはそのレース終了後、同じコースで10分以内に再レースを行う。再度、同着となった場合、さらに15分以内に、再レースを行い、以降、決着がつくまで再レースを行う。

決勝で同着が発生した場合、該当クルーには同じ順位が与えられ、次の順位は空位となる。

#### 第17条（審判員の構成）

審判員は、最低6名とし、配置は次のとおりとする。

- (1) 審判長
- (2) 発艇員/レース主審
- (3) 線審/判定
- (4) レーン審判（各レーンに一人）
- (5) ターニングマーク審判
- (6) 監視員

審判員のうち、数名は複数の業務を兼務する。

競漕委員会は、発艇補助員、他審判員の補助員を任命する。

ターニングマーク審判は少なくとも1人配置する。2レーン以上でレースが行われる時には、必要となる審判員が追加される。

多くのクルーが参加する大会では、必要に応じて、審判員の人数を増やすことができる。

#### 第18条（罰則）

審判員はルール違反があった場合、適切な罰則を課すことができる。審判員が課すことが

できる罰則は、次のとおりとする。

- 1 注意
- 2 タイムペナルティ（規定第13条、14条、15条 または審判員が必要とするとき）
- 3 イエローカード（該当クルーに対して、次のラウンドのレースに適用）  
同じレースでイエローカードを2度受けたクルーはレッドカードを付与され、その種目から除外となる
- 4 最下位付置（これらの規則が特に適用される場合）
- 5 レッドカード（問題のあった種目のすべてのラウンドからの除外）
- 6 失格（その大会のすべての種目から）

#### 第19条（監視）

通常業務に加えて、監視は、各艇に登録されたナンバーが正しく表示されていること、規定第8条によりクルーのユニフォームに表示することが求められているクルーの氏名（姓）、クルー名（略語）が正しく表示されていることを確認する。

#### 第20条（発艇員と線審）

発艇員と線審は、スタート手順が正常に行われるようにすること。両審判員は、スタートライン/フィニッシュライン、レースコース、そしてすべてのクルーがはっきり視認できる高い場所（スタンドや台）に位置する。

線審は、フォルススタートの有無を判断し、フォルススタートの場合には、規定第12条に定められた手順を行う。

#### 第21条（レース主審）

審判長は、レースディレクターと協議して、各レースを担当する審判員の数を決定する。複数の審判員がいる場合、各審判員はそれぞれの責任の範囲において等しい権限を有する。レース中、発艇員はすべてのクルーが見える陸上で高い場所に位置して、レース主審としての業務も行う。

レース主審は、レーン審判やターニングマーク審判よりも、その判断が優先される。

レース主審は、レース中、レースの監視やレーン審判からの助言に基づく決定を行う以外、クルーとコミュニケーションをしてはならない。

レーン審判は、担当する各レーンの線上で、各レーンがはっきりと視認できる高い場所に位置する。

レース主審は、正常なレースの運営とクルーの安全を確保する。特に、他のクルーや外的な要因により、クルーが利益を得ていないか、不利益を被っていないかどうかを監察して、問題を犯したクルーに対して、適当な罰則を課すことができる。

レース主審は、クルーに対して、いかなる操舵指示を与えてはならない。

必要に応じて、レース主審は、レースを中止し、適当な罰則を課し、または、直ちにスタートからの再スタートを行うことができる。艇装備の損傷など、なんらかの理由で、再スタ

ートが遅れる場合、審判長と協議して新しいスタート時刻を決定し、関係クルーに告知する。

クルーが妨害や障害を受けた場合に、その障害がレースの結果に影響を及ぼさない、または重大でないと主審が判断した場合、主審は不問とするか、または、その状況の中で適切な対応を行う。

レーン審判は、スタート号令を待つ間、それぞれのレーンの線上に艇があることを確認し、スタート号令時、艇が正しく線上にないとき、またはクルーのメンバーが乗艇しようとしたと判断した時には、フォルススタートとして線審に知らせる。

フォルススタートの時には、線審は規定第 12 条 1 に規定した手順に基づき、赤旗を掲げて知らせる。

ターニングマーク審判は、コースの最遠端に位置し、レースを監視し、すべてのクルーが全てのブイを規定どおり転回したどうかを判断する。

旗は、以下の時に揚げられる。

(1) 白旗は、クルーがすべてのブイを規定どおり転回したとき

(2) 赤旗は、クルーがブイを規定どおり転回しなかったとき

ターニングマーク審判は、妨害を含むなんらかの規則違反があった場合、赤旗を掲示する。

ターニングマーク審判は、レース終了後、できるだけ早く、レース主審に赤旗掲示の詳細な理由を知らせる。

すべてのクルーがレースを終えた時、レース主審はレースが正常に行われた時には、白旗を掲げる。

レースが正常に行われなかった時には、赤旗を掲げる。

判定は、レース主審が赤旗を掲げた場合、着順表作成を保留しレース主審からの指示を待つ。

## 第 22 条 (判定)

判定は、レースが正常に行われたことを確認し、クルーのランナーがレースを終えた順位を決定する。

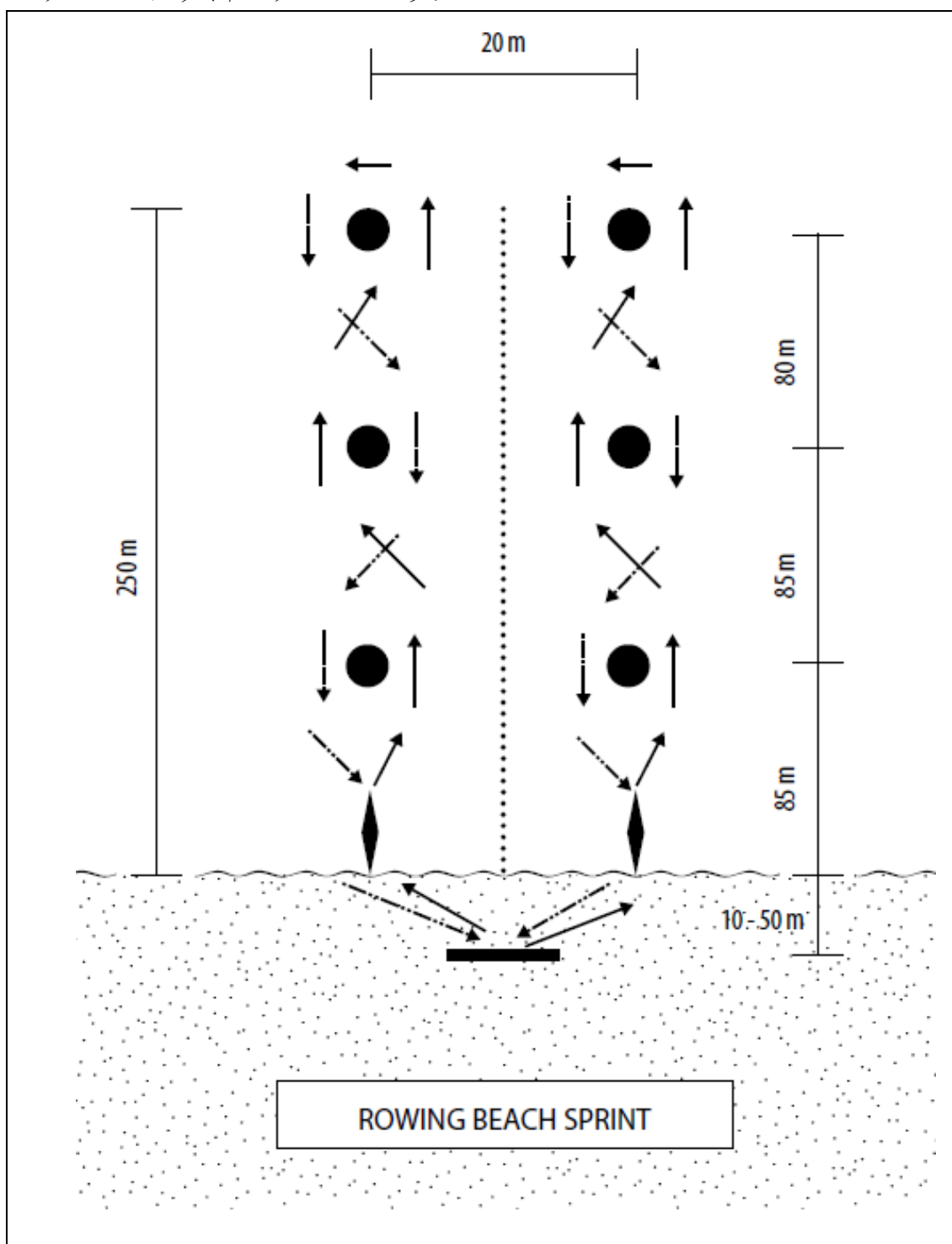
結果の確定は判定の責任である。

## 第 23 条 (選手の健康)

各選手は、自己の健康と体調に責任を負う。

附則 この規程は、2020 年 9 月 25 日より施行する。

付則図1ーオプション1  
スラロームアウト/スラロームバック



付則図 2 - オプション 2

スラロームアウト/ストレートバック

